

大阪市ひとにやさしいまちづくり推進連絡調整会議

心のバリアフリーについて

令和 5 年 3 月

福祉局障がい者施策部障がい福祉課

心のバリアフリーとは

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

（「ユニバーサルデザイン2020行動計画（2017年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）」より）

そのためには、一人ひとりが具体的な行動を起こし、継続することが必要です。

「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、次の3点とされています。

- ① 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- ② 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

ポイント①

障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。

例えば・・・

階段しかないところでは、上に上がることができません。



スロープが設置されれば上がることができます。



車いすを使用している人は何も変わっていません。
周囲の環境が変わったことで障がいが解消されました。

ポイント②

障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

◆ 障害者差別解消法（平成28年4月施行）

障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現をめざす

- 民間の事業者は、「不当な差別的取扱いの禁止」は義務、「合理的配慮の提供」は努力義務
- 行政機関等には、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を義務

◆ 障害者差別解消法の改正（令和3年6月公布、令和6年4月1日施行予定）

- 民間の事業者についても、合理的配慮の提供が義務化

◆ 大阪府障がい者差別解消条例の制定及び改正

法施行（平成28年4月）と同時に施行

- 当初は法と同じく、民間の事業者については、合理的配慮の提供は努力義務
- 令和3年4月に改正し、府内の民間の事業者の合理的配慮の提供を義務化

ポイント③

自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

障がいのある人もない人もそれぞれの特性は様々なので、困っていることや必要なサポート内容も様々です。困っていることやどのようなサポートを求めているかを知るには、まずコミュニケーションを取ることが必要となります。

困っている様子を見かけたら、まずは声をかける

障がいは種類も程度も様々なので、その人に合ったコミュニケーションを取るには、様々なコミュニケーションの方法を知り、身につけておくことが大切です。

例) 手話、筆談、言葉に加えて絵カードや写真などを示す…など



話をよく聞き、サポートが必要であるか確認する

勝手な思い込みや判断をせず、どのようなサポートが必要か話をよく聞き、自分にできるサポートをしましょう。

障がいによっては発語が難しく聞き取りにくい場合もありますが、わかったふりをせずに、きちんと内容を確認してください。

心のバリアフリーに関するガイドライン（国土交通省）

バリアフリー基本構想に基づいて「心のバリアフリー」の取組として実施される教育啓発特定事業について、市町村の継続的・計画的かつ円滑な取組を支援するため、障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」の考え方を反映しつつ、バリアフリー教室や待ち歩き点検など、「心のバリアフリー」に関する取組を実施するためのポイントや事例等を示した『教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン』が作成されました。

＜教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインの公表ページ（国土交通省）＞

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000283.html

ガイドラインの概要

- 令和2年のバリアフリー法（高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）改正により、面的・一体的なバリアフリー化を図るために市町村が作成する計画（バリアフリー基本構想）に基づき、市町村や施設設置管理者等が実施する「心のバリアフリー」に関する事業である**教育啓発特定事業**が創設。
- 本ガイドラインは、市町村等の教育啓発特定事業の継続的・計画的かつ円滑な実施を促進するため、**具体的な進め方についての標準的な手法や望ましい実施方法等をマニュアル**として示すもの。
- 今後、本ガイドラインも参考としつつ、様々な取組が実施されることが期待される。

心のバリアフリーに関するガイドライン（国土交通省）

ガイドラインの構成

○ ガイドライン本編

教育啓発特定事業を実施する意義、計画的かつ継続的な実施の必要性、「心のバリアフリー」や「障がいの社会モデル」について理解を得ることの重要性、障がい当事者の参画の意義、学校と連携して実施する場合のポイント等を掲載。

教育啓発特定事業

- ①学校連携教育事業：児童等の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
（例）学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室 等
- ②理解協力啓発事業：住民その他の関係者の理解の増進又はこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業
（例）障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講習会やセミナーの開催 等

○ 実施マニュアル

教育啓発特定事業としての実施が想定される代表的な4つの取組（バリアフリー教室、まち歩き点検等、シンポジウム・セミナー、適正利用等の広報啓発）について、進め方、企画におけるポイントと留意事項、具体的な実施方法、フィードバックのやり方等について、実施事例を紹介しつつ、標準的な手法や望ましい実施方法を提示。

障がいの特性や障がいのある方への必要な配慮を理解する

本市では、「心のバリアフリー」に関する取組の一つとして、「あいサポート運動」に取り組んでいます。

あいサポート運動



多様な障がいの特性や障がいのある方への必要な配慮などを理解して、困っている様子を見かけたら、一声をかけるなど、「ちょっとした手助けや配慮」をすることにより、誰もが住みやすい地域社会（共生社会）をめざす運動です。

本市では、平成29年11月に、鳥取県とあいサポート運動の連携推進に関する協定を締結しました。
以降、地域の方々や企業・団体、本市職員を対象に「あいサポート研修」を実施し、多くの方に「あいサポーター」や「あいサポート企業・団体」になっていただくなど、「あいサポート」の輪を広げる取組を行っています。

あいサポート研修

多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや障がいのある方への必要な配慮を理解するための研修を実施しています。

本市では、平成30年度から、地域の方々や企業・団体向けは大阪市障がい者相談支援研修センターが、本市職員向けは福祉局障がい福祉課の担当職員が、研修を随時実施しています。

本市における「心のバリアフリー」に関する取組について

本市では、誰もが自分らしく安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざし、各種計画や方針等を示し、様々な事業を実施しています。

「心のバリアフリー」に関する取組について

本市ホームページにおいて、各種計画や指針、各局における主な取組について掲載しています。

○ 大阪市におけるユニバーサル社会の実現に向けた取組について
心のバリアフリー

1. 各種計画や指針など 2. 各局における主な取組

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000579247.html>

(トップページ > 市政 > 方針・条例 > 主要な計画、指針・施策 >
事業別計画、指針・施策 > ユニバーサル社会の実現)